

令和4年第5回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年5月25日(水) 午前9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所本館3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 13名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
(欠席)	8番 坂下 正幸	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	(欠席)

(2) 欠席委員

3番 河内 よし 15番 田中 喜義

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤 事務局員 岡本美由紀

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第19号 農用地利用集積計画について
- (5) 議案第20号 非農地証明願いについて
- (6) 議案第21号 令和4年度 事業計画について

7 報告事項

- (1) 報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第9号 令和3年度 事業報告について

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 10

事務局長	本日は河内委員と田中委員がご欠席ですのでご報告します。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会の宣言をいたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく、在任委員の過半数に達しておりますので、第5回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思 います。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号1番島津 博道委員及び議席番号14番安 津久人委員の 両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第16号】の農地法第3条第1項の規 定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定によ る農地等の所有権移転等許可申請承認についてご説明します。 【議案第16号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】 登記地目は田含む3筆、登記面積は合計で270㎡です。

事務局	<p>【議案第16号所有権移転、2番を議案書をもとに朗読】 登記地目は畑含む7筆、登記面積は合計1,432.51㎡です。</p> <p>【議案第16号使用賃借権設定、1番を議案書をもとに朗読】 登記地目は田含む4筆、登記面積は合計636㎡です。</p> <p>申請者はいずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、3ページの申請番号1番について、私が地区担当委員でありますので意見を申し述べます。</p>
田上委員	<p>先日23日（月）に現地を確認するとともに、農地を借受する〇〇さんと貸し出す〇〇さんに聞き取りをしてまいりました。現地の位置などは先程事務局から説明があったとおりであります。〇〇さんからは農地を借り受けた後はきちんと耕作や管理を行うと聞いております。周囲の農地に悪い影響はないと思われま</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>（意見・質疑なし）</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第16号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第16号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第17号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p>

事務局	<p>議案書の6ページの番号1をご覧ください。</p> <p>【議案第17号第4条、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>登記地目は畑含む2筆、登記面積は合計67㎡です。申請地は住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり10ha未満である第2種農地であり、目的は倉庫敷地です。申請地から約2km離れた地区に居住する申請者が、集落に接続して業務上必要な施設を設置する例にあたり、許可相当と考えます。皆様の机の上にお配りした現地調査の写真の1ページの上の写真が現地の写真です。調査委員の足元のアスファルトになっている土地が申請地です。以前に3条申請で〇〇さんが元の地主から購入した際に、農地転用もすすんでいると思い込み現在の状態となっております。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について、地区担当推進委員 輪島6番 東一朗委員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います</p>
事務局	<p>担当委員より現地調査の時に確認していただいた際には、周囲の農地に影響はなく許可相当であるのご意見をいただいております。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは採決を取ります。</p> <p>【議案第17号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>【議案第17号】は、原案どおり可決いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第18号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p>

議案書の9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認についてご説明します。

【議案第18号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】

登記地目は田含む2筆、登記面積は合計1,238㎡です。

申請地の500m以内に小学校と公民館があり、水道管と下水道管が埋設されている道幅4m以上の市道に面している第3種農地です。目的は当初の申請では残土仮置場でしたが、石川県から指摘をうけて資材置場の申請となりましたので訂正をお願いします。10ページの地図をご覧ください。隣接地は畑ですが、資材を高く盛る事がないので、耕作物への影響はないので許可相当と考えます。お手元の写真の1ページ目の下の写真が現地写真です。

【議案第18号所有権移転、2番を議案書をもとに朗読】

登記地目は畑含む2筆、登記面積は合計182㎡です。

申請地は住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり10ha未満である第2種農地であり、目的は倉庫敷地となっておりますが、資材置場の誤りです。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。11ページの地図をご覧ください。先程の4条申請と同様で、許可相当と考えます。お手元の写真の2ページ目の上の写真が現地写真で、調査委員の足元と車庫の後ろの山林化している部分が申請地です。3月の定例総会の際にこちらの申請地は承認していただきましたが、先程の4条申請の土地の転用許可がなかったことを石川県から指摘を受けて、前回の申請は一度取り下げて、あらためて4条と5条の申請を提出しました。

【議案第18号賃借権設定、1番を議案書をもとに朗読】

登記地目は田、登記面積は1,584㎡です。

申請地は住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり10ha未満である第2種農地であり、目的は電柱置場用地です。代替地として輪島市の中心地で6か所以上検討し、折り合いが合ったのが今回の申請地です。14ページの地図をご覧ください。今回申請地に隣接する土地は平成17年頃に農地からの転用許可済であり、今回の申請地も許可相当と考えます。写真の2ページ目の下の写真が現地写真です。以上です。

議 長	<p>それでは申請番号1番と2番について、地区担当推進委員 輪島6番 東 一朗委員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います</p>
事 務 局	<p>担当委員より現地調査の時に確認していただいた際には、1番と2番とも周囲の農地に影響はなく許可相当であるのご意見をいただいております。以上です。</p>
議 長	<p>次に、13ページの申請番号1番について地区担当委員 議席番号14番安 津久人委員よりご意見願います</p>
安 委 員	<p>議席番号14番の安です。先日23日に山本職務代理と田中委員と谷内委員とともに現地を確認してまいりました。申請場所は14ページの地図にあるとおり、主要地方道七尾輪島線に結する東中尾町地内でございます。申請地の目的は〇〇による電柱置場用地であります。お聞きしますと、周囲は1.8mのフェンスで囲むとのことですので。申請地にむかって右側は〇〇、左側は〇〇ということで周囲に及ぼす影響はないと思われまます。</p>
議 長	<p>これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは採決を取ります。 【議案第18号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 【議案第18号】は、原案どおり可決いたします。 次に市長より提出のあった【議案第19号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。</p>

事務局	<p>議案書の16ページの番号1をご覧ください。</p> <p>【議案第19号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】</p> <p>今回の利用権設定の設定面積は田は261㎡、畑は3,671㎡となります。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第19号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第19号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第20号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>【議案第20号、1番から6番を議案書をもとに説明】</p> <p>合計17筆で面積は4,100.91㎡です。10年以上前から山林になっており、農地性が無くなってから相当の期間が経過しており、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。お手元の写真の3ページの上の写真が現地写真です。</p> <p>【議案第20号、7番を議案書をもとに説明】</p> <p>登記地目は畑で、面積は99㎡です。現況は蔵がたっており、宅地として使用しています。昭和56年頃に、先代が家に隣接したこの土地を蔵として利用しており、先代より相続していた家族が亡くなったことがきっかけで、相続登記をする際に蔵の登記地目が農地であることが発覚しました。先代により農地性が無くなってから相当の期間が</p>

事務局	経過しており、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。お手元の写真の3ページの下の写真で、白い蔵が立っている土地が申請地です。以上です。
議長	それでは申請番号1番から7番について地区担当推進委員 門前3番澤田 茂委員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。
事務局	担当委員より現地調査の時に確認していただいた際には、1番から6番はすでに山林化しており、非農地とすることはやむを得ないのご意見をいただいております。7番についても、以前から蔵がたっており非農地とすることもやむを得ないのご意見をいただいております。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	質問ということではないですけど、写真に申請番号1から7と書いてあるのは1から6ですよ。
事務局	間違えました。申し訳ありません。
議長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第20号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	（「異議なし」との声あり）
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第20号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第8号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書の28ページをご覧ください。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

事務局	今回届出があった農地の合計は52筆 面積は 田9,027㎡、畑5,596㎡、合計で14,623㎡です。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	<p>質疑がないようですので【報告第8号】を終わります。</p> <p>ここで、本来ならば年一回開催しております定期総会にてご審議いただいております、輪島市農業委員会の前年度事業報告及び今年度事業計画につき、新型コロナウイルス感染予防対策のため総会の規模縮小、時間短縮を図る観点から、本定例総会においてまとめてお諮りします。</p> <p>報告第9号 令和3年度事業報告について、事務局より説明願います。</p>
事務局	【議案書にもとづいて、報告第9号について説明】
議長	ただいま報告のあった令和3年度事業報告について質疑を許します。
各委員	(質疑無し)
議長	<p>質疑が無いようでしたら、採決を採りたいと思います。</p> <p>報告第9号について、原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、報告第9号について、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>続きまして、議案第21号 令和4年度事業計画について、事務局説明願います。</p>

事務局	【議案書にもとづいて、議案第21号について説明】
議長	これより、質疑を許します。
石倉委員	要望なんですけど、計画の中で8月以降に農地調査が出てくると思いますけど、図面に関して中山間地の協定地区の色塗りができないかと個人的に要望したいんですけど、いかがでしょうか。
事務局	中山間地の部分の色塗りですね。わかりました。検討いたします。
石倉委員	そうすると、現地に行っても見やすいのでは。他の人はどうかわかりませんが、私としては希望したいんです。たとえば、一団地の中で中山間地の協定を結んでいる箇所が全部ではなくて抜けている部分もあるでしょう。そうすると抽出できるのは協定箇所だけしかないと思うので、そこを色塗りしてもらえれば見やすいと思うので。
事務局	地図に関しては昨年度も別のところから抽出した地図をまとめて、お配りした地区もあるんですけど、もう少しこうしてほしいというご希望があれば、対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。
議長	他に無いようでしたら、採決を採りたいと思います。 議案第21号について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	（「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第21号について、原案どおり可決決定いたしました。 なお、議案書の最後に添付しております統計資料につきましては、会議時間短縮のため説明を省略します。 以上をもちまして、議事全てが終了いたしました。 これにて、第5回度輪島市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

令和4年5月25日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記録 岡本 幸由紀

輪島市農業委員会会長

田上 正男

署名委員 1番

島津 博道

署名委員 14番

安 津 久人